

2026(令和8)年度 入学試験問題  
帰国子女学生特別選抜

**法学部**

**小論文**

**【注意】**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 試験時間は 10 時 00 分から 11 時 30 分まで(90 分間)です。
3. この問題冊子は表紙以外に 6 ページあり、解答用紙は 2 枚あります。
4. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
6. 受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
7. 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問. 次の課題文を読んで問題 1 と問題 2 に答えなさい。

近年におけるカジノ推進の法的根拠と目されている特定複合観光施設区域整備法（いわゆる I R 整備法）は、2018 年 4 月 27 日に第 196 回国会において政府から法案が提出され、6 月 19 日の衆議院本会議にて賛成多数で可決、7 月 20 日の参議院本会議で可決、成立した。I R 整備法では、その 1 条の内容から明らかなように、観光や地域経済の振興・財政の改善のために、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進」することとされている。

ところでそもそも、カジノを開設することは、刑法 186 条 2 項が禁ずる賭博場開張等凶利罪に抵触することになる。この点、I R 整備法 39 条は、国土交通大臣の認定を受け、カジノ管理委員会の免許を受けた認定設置運営事業者が、当該カジノ行為区画において当該免許に係る種類及び方法で行うカジノ行為については、刑法 185 条（賭博罪）および 186 条（常習賭博及び賭博場開張等凶利罪）の規定は適用しないものとしている。

以下の記述はそうした事情を踏まえたうえで、「賭博の自由」（この場合、より正確には、いわゆる I R 整備法下の「カジノ行為の自由」——以下同じ）をめぐる肯定論・否定論は、それぞれ、どのように説明されるか、検討していくことにする。

「賭博の自由」を認める立場が依拠する理論は、「個人の自由はどこまで認められるべきか？」という古典的な問題に対して 1 つの有力な答えを示した、ジョン・スチュアート・ミルのいわゆる「危害原理」である。その考えをごく簡単にまとめると、他人に危害を加えない限り、社会の大多数の人間が従っている“ものの考え方”と違うからとか、本人自身の利益のためだからとかいう理由で、ある人の行動の自由を制約することはできない、というものである。つまり、「賭博の自由」を認めるべきだと考える立場は、「賭博行為は、（社会の大多数の人間の目からは不道德に見え、本人自身のためにはならないかもしれないが、）他人に危害を加える行為ではないのだから、その自由が制約されることは許されない」と主張するわけである。

これと対照的に、「賭博の自由」を認めない立場が依拠する理論は、いわゆる「法的モラリズム」と「法的パターンリズム」に集約することができる。

まず、法的モラリズムとは、社会の存立の確保に必要な場合には、不道德な行為は不道德であるというだけで、犯罪として法的処罰の対象にすることが正当化されるという見解

だ、とごく簡単にまとめることができる。つまり、「賭博行為は、不道德な行為であることは明らかなのだから、犯罪として法的処罰の対象にすることは当然である」と考えて、「賭博の自由」を認めるべきではないと主張するわけである。

次に、法的パターナリズムとは、本人自身の保護のために、場合によっては本人の意に反してでも、法を通じた命令・禁止等の規制・指図を行うことによって、その自由に干渉することが正当化されるという見解だ、とごく簡単にまとめることができる。つまり、「賭博行為は、その行為を行っている本人のためにならないのだから、本人自身を保護するために、法律で禁止されてしかるべきである」と考えて、「賭博の自由」を認めるべきではないと主張するわけである。

以上、「カジノを推進すべきか？」という具体的な問いに対して答えるために、「賭博の自由」をめぐる肯定論・否定論を検討してきた。そこから明らかになったのは、「賭博の自由」をめぐる肯定論・否定論を理論的な立場から説明しようとする、古典的論点としての「法と道德の関係をどのように考えるのか？——さらに絞り込むならば、法による道德の強制の正当性をどのように考えるのか？（つまり、法による道德の強制は、どこまでが正当であり、どのような場合に許されるのか？）——」という問いに対する代表的な答えである「ミルの『危害原理』」「法的モラリズム」「法的パターナリズム」に行き着くということであった。

この文章の課題である「カジノを推進すべきか？」という具体的な問いに対して答える際に、避けることのできない論点として、「ギャンブル依存症」をめぐる問題を挙げることができる。この問題に考察を加えるために、まず、「ギャンブル依存症とはどのような症状なのか？」を簡単に確認したうえで、次に、「なぜギャンブルをやめることができないのか？」という問いに対して、近年、注目を集めている行動経済学の知見に基づいた答えを示す。続いて、ギャンブル依存症に基づくカジノ推進否定論を紹介することにする。

精神科医である蒲生裕司の指摘によると、法律で定義される「賭博」は、精神医学が対象とする「ギャンブル」と一致するわけではない。そこで、精神医学の知見に基づけば、ギャンブルとは「運に任せて金銭、あるいは金銭的価値を有する物を増やそうとする行動」と定義することができる。それでは、ギャンブル依存症とは、どのような症状を指すのであろうか。

世界保健機関（WHO）の分類では、ギャンブル依存症という診断名ではなく「病的賭博（Pathological gambling）」という診断名が用いられているが、その症状は「社会的あ

るいは経済的ダメージを招くにもかかわらず、ギャンブルが持続し増強する」と特徴づけることができる。

以上のような特徴を有する「ギャンブル依存症」については、残念ながら、まだ確実な治療法は見つかっていない。

今述べたように、ギャンブル依存症に陥っている本人は、社会的あるいは経済的ダメージを受ける。それにもかかわらず、ギャンブルという行動を選択し続けるのは、なぜなのだろうか。この点について蒲生は、近年、注目を集めている行動経済学の知見に基づくと、説得的な答えを導き出すことができる、と指摘する。

まずは、行動経済学が前提とする人間像を簡単に確認しよう。行動経済学が登場する以前の伝統的な経済学は、人間を完全に合理的であるところから出発し、「計算能力が高く、情報を最大限に利用して、自分自身の利益を最大にするように合理的な行動計画を立てて、それを実行できるような人間像」を考えてきた。これに対して行動経済学は、従来の経済学で考えられてきた人間像を現実的なものに変え、「人間には、認知能力に限界があるのみならず、計算処理能力にも限界があるので、最も高い効用を与えてくれる選択肢を探すという最大化は成り立たず、せいぜいこれで十分だと満足していく選択肢を探すという満足化が精一杯だ」と考える。このような行動経済学の知見に基づくと、ギャンブルをやめられない理由は、「現在バイアスと先延ばし行動」およびプロスペクト理論という2つの観点から説明することができる。

まず、行動経済学は、伝統的な経済学の想定——すなわち、将来のことを今決めると、時間が経ってもそれ以外の状況に変化がなければ、決めたことをそのまま実行できる、という想定——とは異なり、現在バイアスという特性を用いて先延ばし行動を説明し、「遠い将来のことを計画することはできるのに、その計画を実行する時になると、現在の楽しみを優先し、計画を先延ばしにしてしまう」と考える。つまり、先々の人生——例えば、円満な家族関係や借金のない生活——を考えた際には「ギャンブルをやめよう」と計画できるのだが、実際に目の前にギャンブルが出現すると、ついついそれにのめりこんでしまい、「ギャンブルをやめよう」という計画が先延ばしにされてしまう、というわけである。

また、ギャンブルをやめられない人にしばしば見出すことのできる「失った金を“深追いする”」という特徴を適切に説明できるのが、プロスペクト理論である。その理論によれば、人がリスクのもとで意思決定をする場合、伝統的な経済学の考えとは異なり、「確実性効果」と「損失回避」という2つの特徴を見出すことができる。つまり、人がリスクのも

とで意思決定をする場合、「私たちは、それぞれの選択肢の発生確率とその満足度で測った利得を掛け合わせた数学的期待値（期待効用）に基づいて、意思決定をしている」という考えとは異なり、「確実なものとは必ずしも不確実なものとは、確実なものを好む傾向がある、ということ」と「人は利得よりも損失を大きく嫌う、換言すれば、損失の場合は少しの損失でも大きく価値を失うと考える、ということ」の2つの特徴を見出すことができる、というわけである。そのうちの「損失回避」についてもう少し詳しく説明すると、人は、利得局面ではリスクがあるものよりも確実なものを好むというリスク回避的な傾向があるのに対して、損失局面では確実なものよりもリスクがあるものを好むというリスク愛好的な傾向がある、とされる。つまり、ギャンブルをやめられない人にありがちな「ギャンブルに勝った場合はすんなりとやめることができるが、ギャンブルに負けた場合、負けた金額を取り戻すまでギャンブルをやめることができない」という行動は、プロスペクト理論の「損失回避」という特徴で説明できる、というわけである。

以上で述べてきたような「ギャンブル依存症」が存在することに基づいてカジノの推進に反対する立場が依拠する理論は、先に言及した法的パターンナリズムである。つまり、「カジノを推進すると、ギャンブル依存症に陥って社会的・経済的ダメージを受ける人が出現し、その確実な治療は困難なのだから、そのような人を保護するために、カジノは推進されるべきではない」と主張するわけである。

このような立場を典型的に表明しているのが、日本弁護士連合会が2014年5月9日に出した『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案』（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）に反対する意見書である。この意見書は、カジノ解禁推進法案の問題点として、「ギャンブル依存症の拡大」を指摘し、ギャンブル依存症は慢性・進行性・難治性で、放置すれば自殺に至ることもある極めて重篤（注1）な疾患だという主張から、論を開始する。意見書によれば、日本は、世界各国と比べてもギャンブル依存症の発症率は極めて高く、その患者は推定で560万人以上にも達するという。このデータと、一旦発症したギャンブル依存症への対策は非常に困難である——というのも、先に述べたように、ギャンブル依存症についてはまだ確実な治療法が見つかっていないからである——という事実から、意見書は、ギャンブル依存症の患者を新たに発生させない取り組みこそが重要だと結論づける。

以上、ギャンブル依存症をめぐる問題について、行動経済学の知見を活かしながら、考察を加えてきた。ここで筆者が率直に感じるのは、次の点である。すなわち、「なぜギャン

ブルをやめることができないのか？」という問いに対しては、行動経済学という最新の知見に基づいた説得的で魅力的な答えを示したにもかかわらず、「カジノを推進すべきか？」という問いに対しては、「カジノを推進（解禁）すべき／すべきでない」という伝統的な二分法の答えに甘んじてしまっている。換言すれば、「カジノを推進すべきか？」という問いに対しても、行動経済学という最新の知見に基づいた説得的で魅力的な答えを示すことはできないのか、と。

近年、行動経済学の知見に基づいて展開されている立場として、人々の注目を集めている考え方の1つに、リバタリアン・パターナリズムがある。その考え方をごく簡単に説明するならば、一方で個人の選択を尊重しつつ、他方で個人の利益を保護するという、魅力的な「第三の道」を明確に示そうとする考え方で、ということができる。

このようなリバタリアン・パターナリズムの考え方に基づいて、「カジノを推進すべきか？」という問いに対して、「一方では、カジノを解禁して、『カジノを利用するかどうか』に関する個人の選択を尊重しつつ、他方では、行動経済学の知見を十全に生かして『ギャンブル依存症』に陥らないような方策を講じて、個人の利益を保護するという、魅力的な『第三の道』を探求する」という答えを導き出すことは、単なる“ないものねだり”にすぎないのであろうか。この点に関し、行動経済学の知見を生かしたギャンブル依存症の防止法としては、コミットメント戦略を利用した対策を挙げることができる。コミットメント戦略とは、「どうして人は、する前でもした後でも、自分でもバカみたいだと思いうことをやり続けてしまうのか？」という問題（具体例として、クレジットカードを使いすぎてしまう、ちょっとぼっちゃりどころではなく太ってしまう、たばこを吸い続けてしまう、といった問題が挙げられる）に対処するときに使われる戦略の1つであり、ついとりたくなってしまう軽率な選択肢をとれなくするという考え方である。ギャンブル依存症を防止する対策として、具体的には、例えば、「ギャンブルの問題を抱えている人は、カジノの出入り禁止リストに自分の名前を登録する」といった手法がありうる。

（注1）病状が非常に重いこと。

（土井崇弘「カジノを推進すべきか？」、瀧川裕英編『もっと問いかける法哲学』による。ただし出題に際して原文の一部を改めた。）

問題 1. 課題文において、筆者は I R 整備法と関連してカジノ行為の自由をめぐる論点について述べている。その内容を 450 字以内で要約しなさい。(60 点)

問題 2. 課題文において、筆者はカジノ推進に対するいくつかの立場を紹介しているが、あなたはどの立場を支持するか、その理由を含めて述べなさい。(40 点)